

# 岡山市要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の報告に関する事務処理要領

平成26年4月1日制定

## (趣旨)

第1条 この要領は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「法」という。)附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の報告(以下「耐震診断結果報告」という。)に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

## (第三者判定機関)

第2条 岡山市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成25年市規則第237号。以下「規則」という。)第6条第1号の市長が適切であると認めた者(以下「第三者判定機関」という。)は別表第1のとおりとする。

## (事前協議)

第3条 法附則第3条第1項の規定により耐震診断の結果報告をしようとする者は、あらかじめ市長に対し、当該報告について協議するものとする。

2 前項の協議をしようとする者は、事前協議書(様式第1号)に次に掲げる図書又は書面を添えて市長に提出するものとする。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に適合し、かつ適切に維持管理されていることを証する書面又はこれに代わる書面の写し

(2) 別表第2に掲げる図書又は書面

(3) その他市長が必要と認めた図書又は書面

3 第1項の協議をしようとする者に代わり、代理人が当該協議をしようとするときは、当該代理人は、前項の事前協議書に、協議をしようとする者の委任状を添えるものとする。

4 市長は、第1項の協議が終了したときは、その結果を第2項の事前協議書に記載し、耐震診断結果報告をしようとする者に対し、その写しを交付するものとする。

5 第1項の協議は、「耐震対策緊急促進事業の運用等について」(平成25年10月4日付国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室)に基づき市長が交付した「改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書」(以下「確認書」という。)の写しの提出をもって代えることができる。

## (耐震診断結果の報告)

第4条 耐震診断結果報告をしようとする者は、規則第6条の図書又は書面のほか、次に掲げる図書又は書面を添えて市長に提出するものとする。

(1) 規則第6条第1号の書面に付属する判定概要書の写し

(2) 前条第4項の市長が交付した事前協議書の写し又は確認書の写し

(3) 前号の書面に添付した図書又は書面

(4) 平成25年11月25日以降に耐震診断を実施する建築物にあつては、建築物の耐震診断を実施した者が建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号)第5条第1項各号に規定する資格を有することを証する書面

(5) 耐震改修工事を実施した建築物にあつては、建築物の耐震改修工事の施工状況報告書(様式第2号)

(6) その他市長が必要と認めた図書又は書面

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、前項各号に掲げる書類の一部を省略させることができる。

(特例)

第5条 規則附則第2項に掲げる特別な事情があるものとして市長が認めるものは、免除願い(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(耐震診断結果報告に係る命令)

第6条 法附則第3条第3項において準用する法第8条第1項の規定による命令は、命令書(様式第4号)によるものとする。

(要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修に係る指示)

第7条 法附則第3条第3項の規定において準用する法第12条第2項の規定による指示は、指示書(様式第5号)によるものとする。

(台帳の整備)

第8条 市長は、耐震診断結果報告に係る事項を記載した台帳(様式第6号)を整備し、かつ、保存しなければならない。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年2月2日から施行する。

別表第1（第2条関係）

第三者判定機関	<p>1 岡山県建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき岡山県知事が指定した耐震評価機関</p> <p>2 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が定める耐震判定委員会設置登録要綱の規定に基づき登録を受けた耐震判定委員会</p> <p>3 その他市長が認めた機関</p>
---------	---

別表第2（第3条関係）

図書又は書面の種類	明示すべき事項
付近見取り図	方位，道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線，敷地内における建築物の位置及び当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離，耐震診断結果報告に係る建築物と他の建築物との別並びに法附則第3条第1項第3号に掲げる建築物にあっては隣地の状況
	敷地内における建築物の用途，構造及び規模
	敷地内における建築物の新築及び増改築の経緯，建築基準法第6条第1項，第6条の2第1項又は第18条第3項に規定する確認済証の交付番号及び交付年月日並びに建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項又は第18条第16項に規定する検査済証の交付番号及び交付年月日
	耐震改修工事を実施した建築物の位置及び耐震改修工事の実施日並びに耐震改修工事を実施予定の建築物の位置及び耐震改修工事の実施予定日
	除却予定の建築物の位置及び除却予定年月日
	未使用の建築物の位置 未使用の建築物とその他の建築物が棟続きである場合はそれらの接続部分における閉鎖等措置の状況
	擁壁の位置その他安全上適当な措置の状況
耐震診断結果報告に係る建築物の各階平面図	縮尺及び方位
	間取，各室の用途及び床面積
	壁及び筋かいの位置及び種類
	通し柱及び開口部の位置
	エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法によって接している部分の位置
	未使用の部分の位置及び未使用の部分とその他の部分の接続部分における閉鎖等措置の状況
	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第7条第1項に規定する危険物の貯蔵場若しくは処理場の位置，当該危険物の種類及び当該危険物毎の貯蔵若しくは処理数量又は当該危険物の貯蔵若しくは処理場とその他の部分の区画の位置及び仕様
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式